



白岡市 水道事業 経営戦略

令和 2 年度～令和 11 年度

令和〇年〇月

白岡市上下水道部経営課

目次

第1章	経営戦略の策定について.....	1
1.	白岡市水道事業とその基本理念.....	1
2.	策定・改定趣旨.....	1
3.	位置付け.....	2
4.	計画期間.....	2
第2章	事業概要.....	3
1.	水道事業の現況.....	3
(1)	概要.....	3
(2)	使用料.....	4
(3)	組織体制.....	5
(4)	経営比較分析表等を用いた現状分析.....	6
2.	将来の事業環境.....	13
(1)	給水人口.....	13
(2)	水需要.....	14
(3)	料金収入.....	15
(4)	受水費.....	16
3.	経営課題の整理.....	17
(1)	費用の増大に備えた経常収支比率の維持.....	17
(2)	適正な事業規模と企業債残高水準の管理.....	17
(3)	適正な料金の在り方の検討.....	17
第3章	経営の基本方針.....	18
1.	投資に関する方針.....	18
(1)	水道施設の耐震化の推進.....	18
(2)	応急給水資機材の整備.....	18
(3)	老朽施設・設備の改修.....	18
2.	財源に関する方針.....	19
(1)	保有現預金・企業債の適正管理.....	19
(2)	料金水準の検討.....	20
第4章	投資・財政計画.....	21
1.	収支計画のうち投資についての説明.....	21
(1)	建設改良費の推計.....	21
2.	収支計画のうち財源についての説明.....	23
(1)	料金収入の推計.....	23
(2)	企業債の推計.....	26

3.	収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	27
(1)	職員給与費に関する事項.....	27
(2)	修繕費に関する事項.....	27
(3)	受水費に関する事項.....	27
(4)	その他の営業費用に関する事項.....	27
4.	投資・財政計画に未反映・今後検討予定の取組みの概要.....	28
(1)	施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化.....	28
(2)	施設・設備の合理化（スペックダウン）.....	28
(3)	施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）.....	28
(4)	広域化.....	28
(5)	民間の資金・ノウハウなどの活用.....	28
第5章	事後検証・更新等に関する事項.....	29
1.	予実分析によるPDCAサイクル.....	29
(1)	料金収入.....	29
(2)	県水受水費.....	31
(3)	建設改良費.....	31
2.	計画の見直し.....	32
第6章	別表：投資・財政計画.....	33

第1章 経営戦略の策定について

1. 白岡市水道事業とその基本理念

白岡市水道事業は、昭和33年に創設し、以降6次にわたる拡張事業を重ね、重要なインフラとして市民生活や産業を支えてきました。

令和2年3月に策定した白岡市水道事業ビジョン（以下「水道事業ビジョン」という。）では、50年、100年先を見据えた水道の理想像の実現に向け、「未来へつながる安心・安定なしらおかの水道」という基本理念を掲げ、「安全」「強靱」「持続」の観点から取り組んでいくこととしています。

2. 策定・改定趣旨

白岡市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）は、自らの経営状況を的確に把握し、計画的かつ合理的な経営を行うことにより事業の経営基盤を強化するため、令和2年3月に水道事業ビジョンと一体で策定しました。

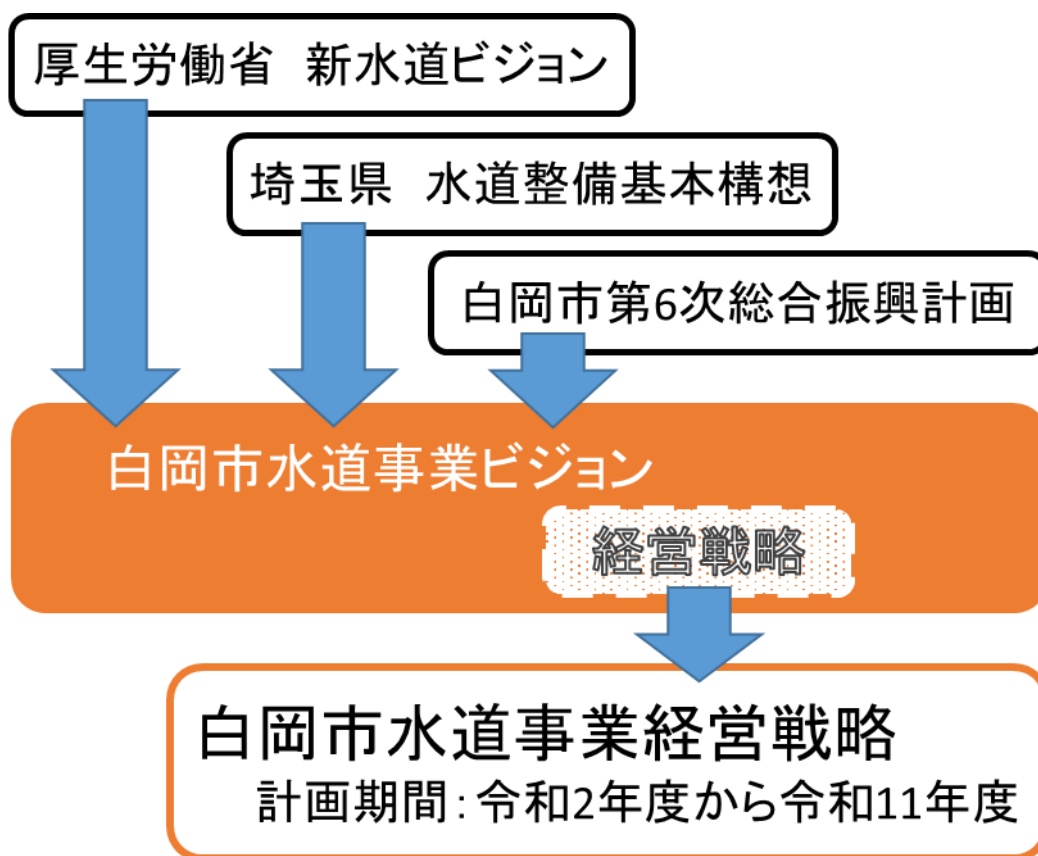
水道事業ビジョンの基本理念や理想像の実現に向けて取り組むべき施策は、水道事業ビジョン策定時から変わらない一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢等の影響による物価上昇といった想定できなかった懸念要因の発生や、当市が水道用水の供給を受けている埼玉県水道用水供給事業による水道用水の料金改定が予定されるなど、白岡市水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。

水道事業ビジョンに掲げる理想像の実現に向けて、大きな経営環境の変化に的確に対応し、各施策を円滑に実施していくため、経営戦略を水道事業ビジョンから切り離し、より一層経営と財政に着眼した実践的な計画として、経営戦略を改訂しました。

3. 位置付け

経営戦略は、水道事業ビジョンと一体で策定しましたが、より経営と財政の課題に着眼し、厳しい経営環境に対応していくため、水道事業ビジョンの下位計画として、水道事業ビジョンや上位の計画等と整合を図り、改定しました。また、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」を基に策定しています。

図表 1-1 経営戦略の位置付け



4. 計画期間

経営戦略は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢等の影響による物価上昇、県水受水費の改定などに対応するため、水道事業ビジョンから切り離して改定しましたが、水道事業ビジョンを踏襲し、引き続き令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としています。

第2章 事業概要

1. 水道事業の現況

(1) 概要

白岡市の水道事業は、昭和 33 年に創設され、令和 5 年度末現在で 65 年が経過しています。計画給水人口は 54,000 人、計画一日最大給水量は 21,200 m³/日となっています。

図表 2-1 水道事業の概要（令和 5 年度）

事業創設認可年月日	昭和 33 年 3 月 19 日
供用開始年月日（供用開始後年数）	昭和 34 年 6 月 5 日(65 年)
計画給水人口	54,000 人
現在給水人口	52,410 人
計画一日最大給水量	21,200 m ³ /日
一日最大給水量	17,329 m ³ /日
年間総配水量	5,812.39 千 m ³
年間総有収水量	5,225.60 千 m ³
有収水量密度	209.69 千 m ³ /km ²
法適（全部適用・一部適用）非適の区分	地方公営企業法全部適用

水道事業では、浄水場 2 施設と配水場 1 施設、水源井（深井戸）8 か所を保有しています。浄水場では、水源井から汲み上げた地下水（自己水）を浄水処理している外、埼玉県水道用水供給事業から浄水（県水）を受水しています。配水場では、受水した県水を配水池に貯留しています。管路は、令和 5 年度時点で約 278km を布設しています。

図表 2-2 水道事業の施設の整備状況（令和 5 年度）

名称	整備年月日	水源	管路延長
岡泉浄水場	昭和 48 年 8 月	地下水、受水	
高岩浄水場	昭和 57 年 4 月	地下水、受水	
大山配水場	平成 22 年 4 月	受水	
管路施設	昭和 33 年 4 月～	—	278km

(2) 使用料

白岡市水道料金は、月額の基本料金と使用水量に応じた超過料金からなる 2 部料金制を採用しています。

また、水道メーターの大きさによって料金が異なる口径別料金制度を採用しています。さらに、超過料金については、使用水量が多くなるほど超過料金単価が上がる累進制を採用しています。

現在の水道料金は、以下のとおりです。

図表 2-3 白岡市水道事業の料金表（1 か月、税抜）

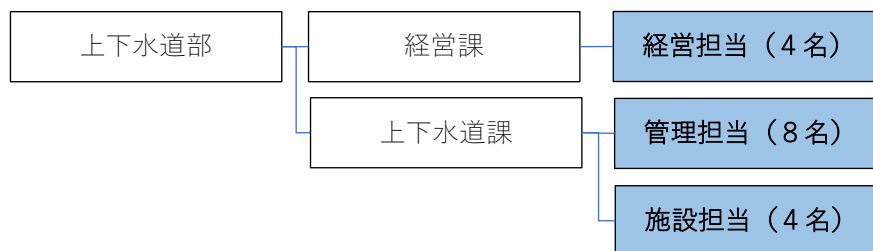
口径	基本使用料	基本水量	超過使用料 1m ³ 当たり	
13mm	1,090 円	8 m ³	8～20 m ³	120 円
			21～35 m ³	140 円
			36～50 m ³	160 円
			51～100 m ³	170 円
			101～500 m ³	190 円
			501～1,000 m ³	200 円
			1,001～3,000 m ³	230 円
			3,001～5,000 m ³	270 円
20mm	1,920 円		5,001 m ³ 以上	300 円
25mm	2,530 円	0 m ³	1～35 m ³	140 円
30mm	3,850 円		36～50 m ³	160 円
40mm	6,970 円		51～100 m ³	170 円
			101～500 m ³	190 円
50mm	12,430 円		501～1,000 m ³	200 円
75mm	33,900 円		1,001～3,000 m ³	230 円
			3,001～5,000 m ³	270 円
100mm	59,050 円			5,001 m ³ 以上
150mm 以上	管理者が別に定める。			

（３）組織体制

白岡市では、平成 26 年 4 月に水道課と下水道課を都市整備部から独立させ、上下水道部を設置しました。令和 2 年 4 月には、効率的な経営体制づくりを推進するため、経営課を設置しました。さらに、令和 5 年 4 月には水道事業と下水道事業の更なる一体的な経営の推進及び人材や事務執行経費の共有化による事務及び事業執行の効率化を目指し、水道課と下水道課を統合した上下水道課を設置しました。

水道事業の業務は、上下水道部の経営課、上下水道課が公共下水道事業及び農業集落排水事業と兼ねて担っています。

図表 2-4 組織体制（令和 6 年 4 月）



注：課長職以上の人数は除く。

(4) 経営比較分析表等を用いた現状分析

経営比較分析表（令和4年度決算）

埼玉県 白岡市	事業名				管理者の情報			
	事業名	事業種別	類似団体区分	人口（人）	面積（㎡）	人口密度（人/㎡）	人口密度（人/㎡）	
	法適用	水道事業	A4	52,748	24.92	2,116.09	2,116.09	
	資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	普及率（%）	現在給水人口（人）	給水区域面積（㎡）	給水人口密度（人/㎡）	給水人口密度（人/㎡）	
-		84.08	2.783	52,582	24.92	2,110.03	2,110.03	

グラフ凡例	
■	類似団体（連続線）
—	類似団体平均（平均値）
□	令和4年度全国平均



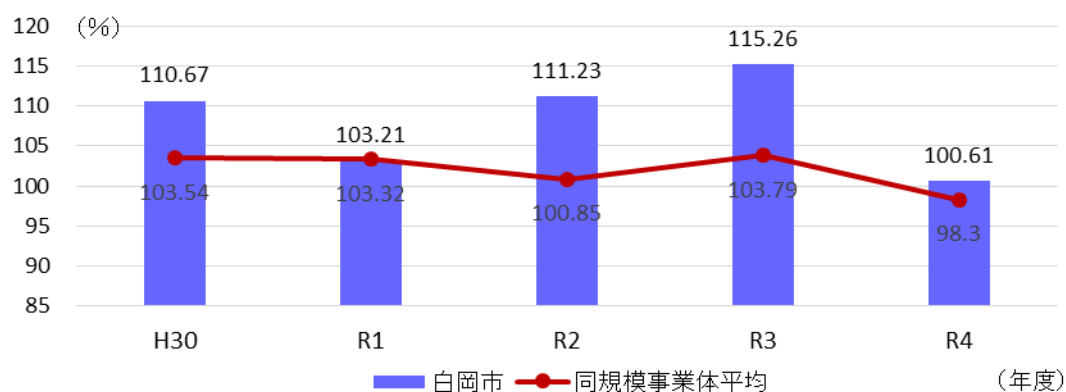
① 料金回収率

料金回収率とは、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。100%を下回る場合は、給水収益で給水に係る費用を賄えていないことを表します。

白岡市水道事業の料金回収率は、110%前後で推移しています。なお、令和2年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で基本料金の減額施策を実施しているため、料金回収率が低くなっています。減額施策による減収がなかったものと仮定した場合、令和2年度の料金回収率は令和3年度とおおむね同水準となる一方、令和4年度は物価高騰等による給水原価の増大の影響を受け、減額策がなかった場合でも料金回収率は約108%に留まり、前年度比約7ポイントの減となっています。

白岡市水道事業の料金回収率は、同規模事業体平均の約100%と比較して高い水準にあり、安定的な財政運営ができています。しかしながら、埼玉県では白岡市の給水原価の約4割を占める県水受水費の改定に向けて検討を行っており、県の予定する改定率である23%の改定が実施された場合、料金回収率は急激に悪化する懸念があります。

図表 2-5 料金回収率の推移



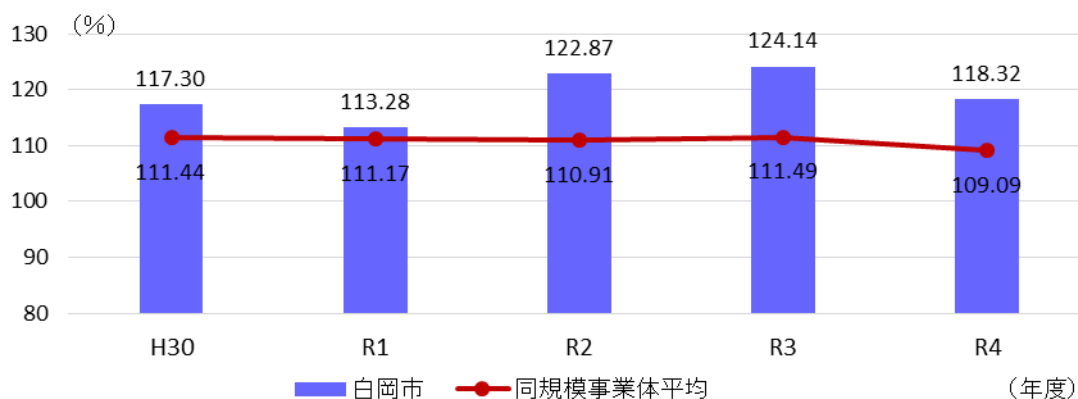
出典：令和4年度経営比較分析表

② 経常収支比率

経常収支比率は、給水収益や給水加入金等の経常収益で、維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを表す指標です。経常収支比率が100%以上の場合、単年度収支が黒字であることを示しています。

白岡市水道事業の経常収支比率は120%前後で推移しており、同規模事業体平均以上の経常収支比率を維持しています。

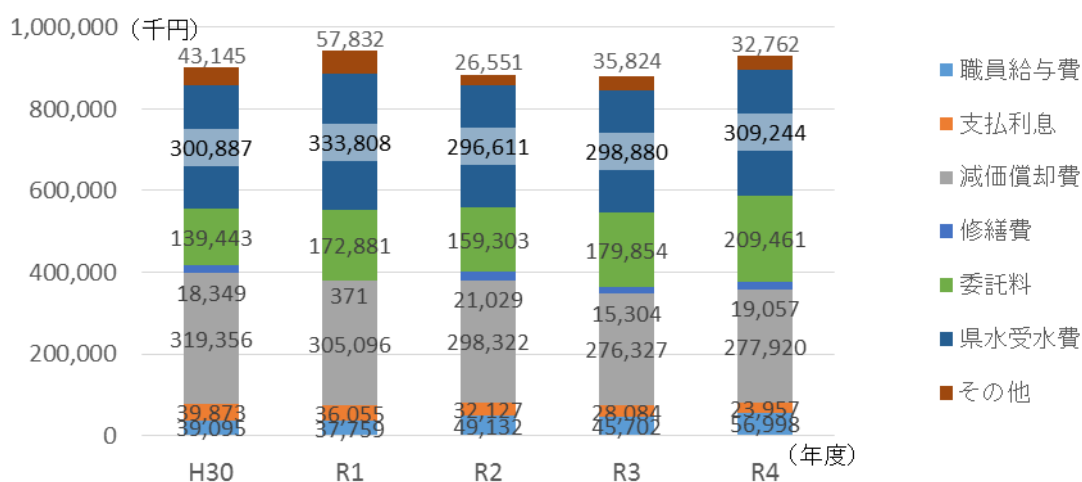
図表 2-6 経常収支比率の推移



出典：令和4年度経営比較分析表

経常費用の内訳をみると、県水受水費が全体の3割以上を占めています。そのため、県水受水費の改定の影響により経営状況が大きく悪化する懸念があります。次いで大きな減価償却費は、今後、施設の更新に伴い増加する可能性があり、特に更新費用が高額かつ耐用年数の短い電気設備等の更新の際には大きく増加する懸念があります。

図表 2-7 経常費用の内訳



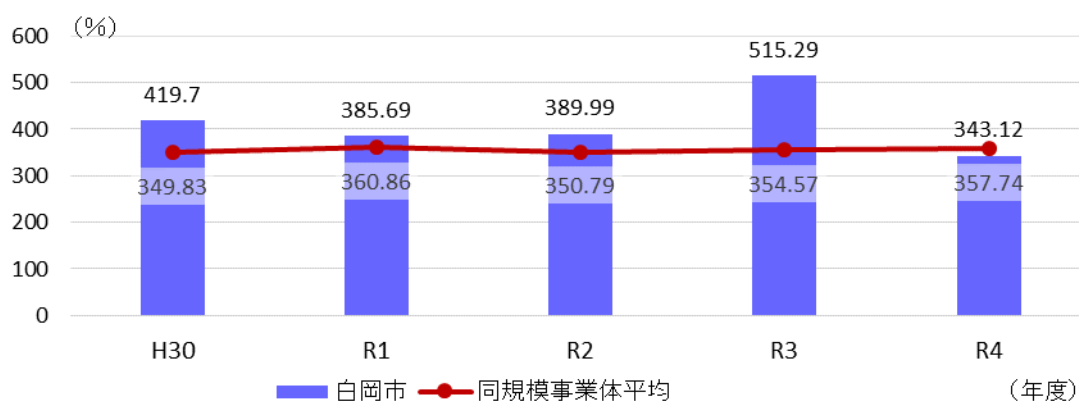
出典：各年度地方公営企業決算状況調査表

③ 流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、資金繰りに注意を払う必要があります。本指標は、流動資産の額を流動負債の額で除して算出します。

流動負債に分類される未払金には、年度末に完成して支払いが4月になる建設改良事業の額が含まれることから、事業費や工事のスケジュールなどに応じて年度によって比率にばらつきがあります。白岡市の比率は300%を超えており、現時点では短期的な支払い能力は十分に保有していると言えます。

図表 2-8 流動比率の推移



出典：令和4年度経営比較分析表

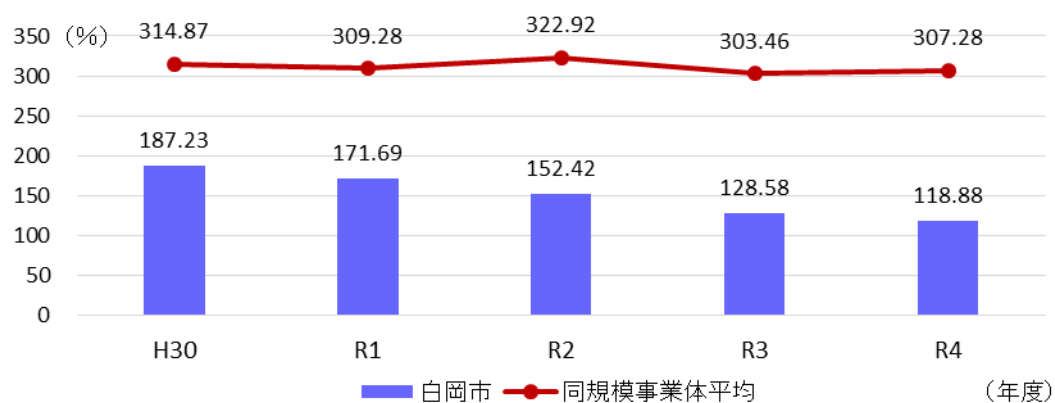
④ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、料金収入等に対する企業債残高の割合で、企業債の償還能力を表す指標です。

白岡市水道事業は、近年、企業債を発行していなかったため、企業債残高対事業規模比率は、同規模事業体平均と比較して低くなっています。

企業債の残高は、必ずしも少ない方が良いというわけではなく、投資規模と合わせて適切な水準を見極めていくことが重要です。

図表 2-9 企業債残高対事業規模比率の推移

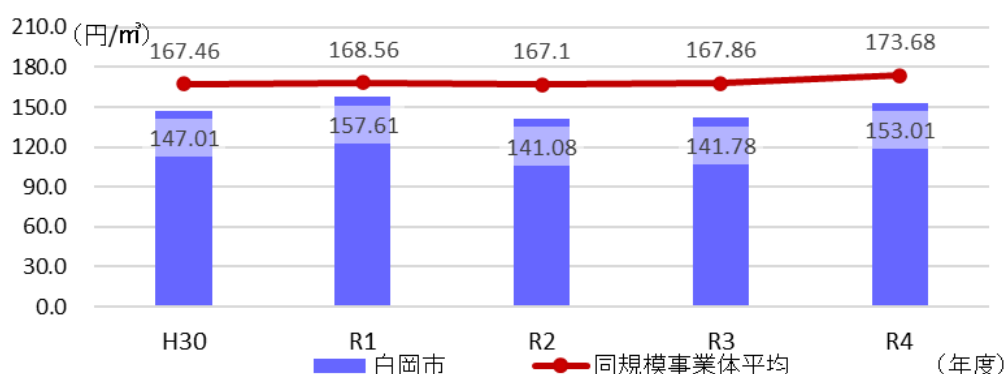


出典：令和4年度経営比較分析表

⑤ 給水原価

給水原価とは、有収水量 1 m³当たりの費用です。白岡市の給水原価は、令和 4 年度で 153.01 円/m³で、同規模事業体の平均より低い水準になっています。給水原価が同規模事業体の平均と比較して低いことから、経費回収率が高くなっています。しかしながら、給水原価の約 4 割を占める県水受水費について、埼玉県では令和 8 年度に改定を予定しており、改定後は急激に給水原価が増加することが懸念されます。

図表 2-10 給水原価の推移

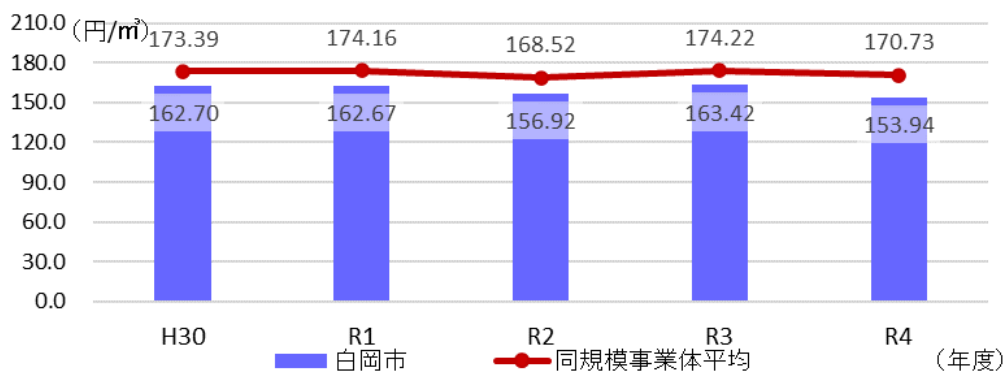


⑥ 供給単価

供給単価とは、有収水量 1 m³当たりの給水収益であり、水道料金の水準を示します。

令和 2 年度及び令和 4 年度には、基本料金の一部減額施策を実施したため供給単価は低くなっていますが、減額施策を実施しなかった場合でも、白岡市の供給単価は同規模事業体の平均より低い水準になっています。同規模団体平均より給水原価が低いため、供給単価が低水準であっても高い料金回収率となっているものの、県水受水費の改定などにより給水原価が増大した場合、より大きな影響を受ける点に留意する必要があります。

図表 2-11 供給単価の推移

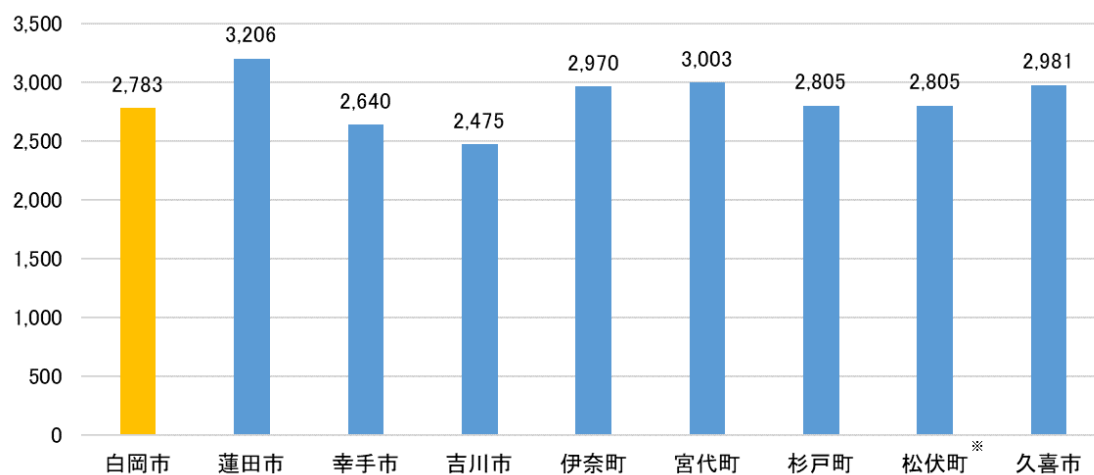


出典：令和 4 年度経営比較分析表から算出

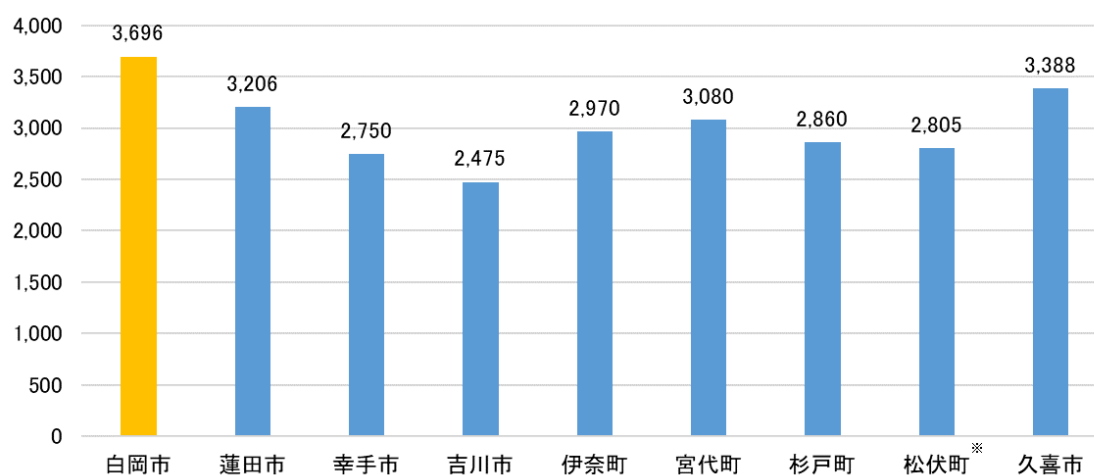
⑦ 料金水準

一般家庭で主に採用されるメーター口径は13mmと20mmがあります。白岡市では、一般家庭の約7割が口径13mmを、約3割が口径20mmを選択しています。周辺事業体と比較した場合、白岡市の料金水準は口径13mmでは3番目に安価な料金水準である一方、口径20mmでは最も高額な料金水準となっています。料金については、必ずしも周辺事業体と同水準である必要はありませんが、将来に渡る水道事業の持続可能性を担保する水準に、過不足なく設定することが求められます。

図表 2-12 近隣事業体との料金比較（令和4年度、口径13mm、使用水量20 m³/月）



図表 2-13 近隣事業体との料金比較（令和4年度、口径20mm、使用水量20 m³/月）



※ 越谷・松伏水道企業団の供給単価

出典：令和4年度地方公営企業年鑑から算出

2. 将来の事業環境

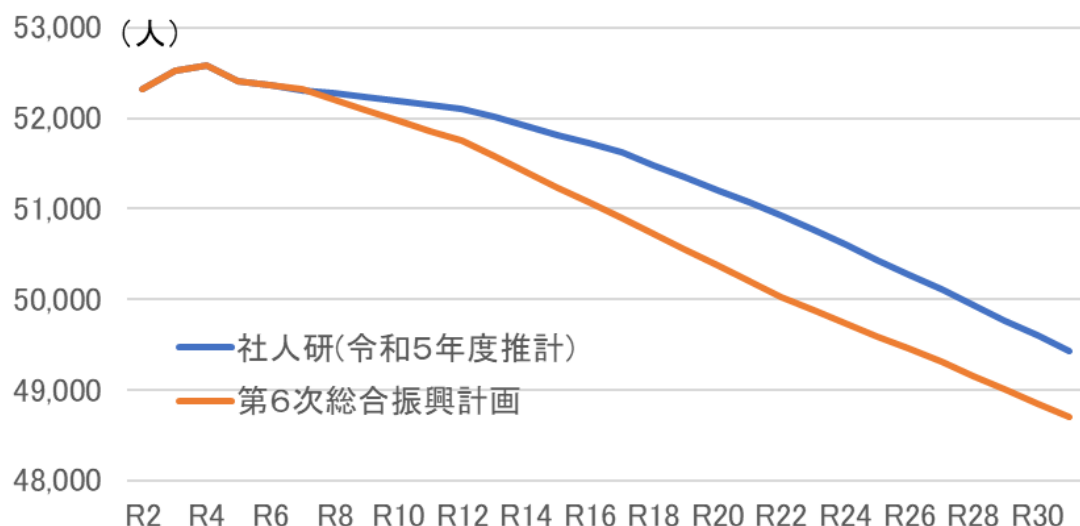
(1) 給水人口

白岡市の水道の普及率は、令和5年度末時点で99.74%であり、人口の増減と給水人口の増減はおおむね一致します。今回の推計では、人口の増減と給水人口の増減が完全に一致するものと仮定して、人口推計の増減数から給水人口を推計しました。

給水人口の推計には、令和5年度に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が作成した推計と、令和3年度に策定した第6次白岡市総合振興計画において作成した推計を使用しました。令和12年度以降の人口減少数は2つの推計でおおむね一致しますが、令和5年度（実績値）から令和12年度までの人口推移は、第6次白岡市総合振興計画の推計のほうがより大きな減少を見込んでいます。令和5年度末から令和6年度上半期頃までの実際の人口推移は第6次白岡市総合振興計画の推計ほどの減少を見せていないことから、本計画の投資・財政計画には、社人研の推計を基にした給水人口推計を用いています。

給水人口は、人口の増加に伴い増加傾向でしたが、令和4年度をピークに令和5年度からは減少に転じています。本計画の計画期間である令和11年度頃までは給水人口の減少は緩やかなものと推計していますが、令和10年代後半以降は、人口減少に伴う加速的な給水人口減少が懸念されます。

図表 2-14 給水人口の推計

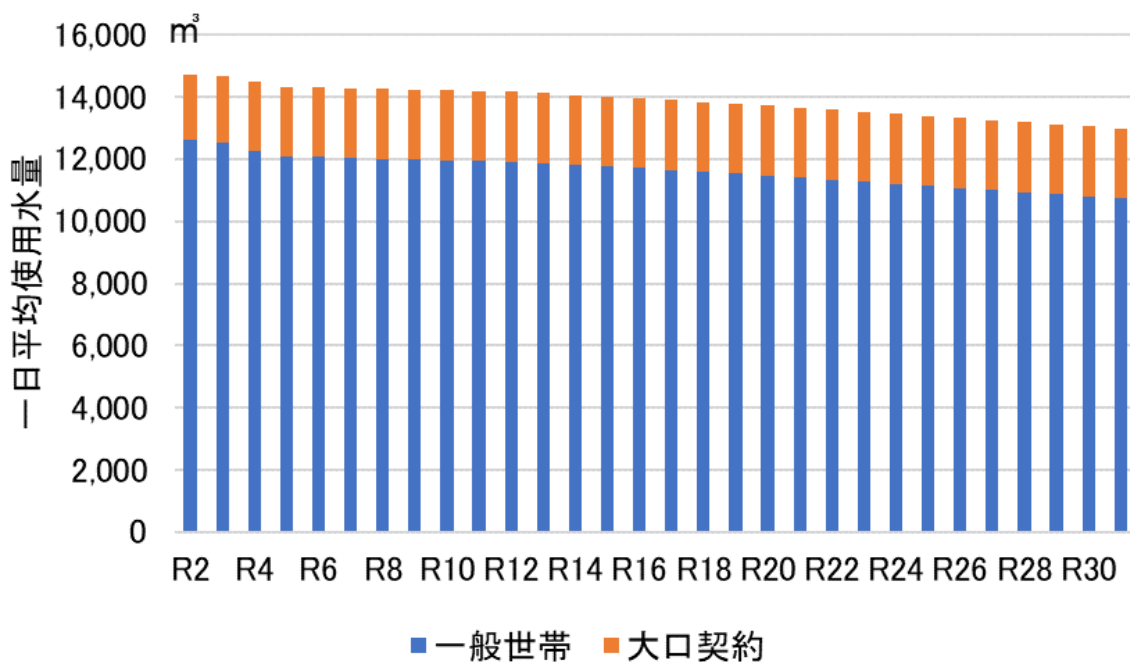


(2) 水需要

一日平均使用水量は、口径 20mm 以下を一般世帯、口径 25mm 以上を大口契約と分類して推計しました。一般世帯の使用水量は、社人研が実施した埼玉県の平均世帯員数推計を基に推計した世帯数に、近年の節水傾向を考慮して推計した 1 世帯当たりの使用水量を乗じて算出しました。大口契約は、一般世帯と異なり近年の節水傾向の影響を受けにくく、参入出の頻度も少ないことから、近年の利用実績や契約者数を基に算出した使用水量で一定になるものと仮定しました。

近年は、節水傾向による 1 世帯当たりの使用量減少に対し、人口増加に伴う使用量増加の影響が大きく、使用水量は増加傾向でしたが、令和 2 年度をピークに節水傾向の影響が上回り、令和 5 年度には人口も減少に転じたため、今後更なる使用水量減少が懸念されます。

図表 2-15 水需要の推計



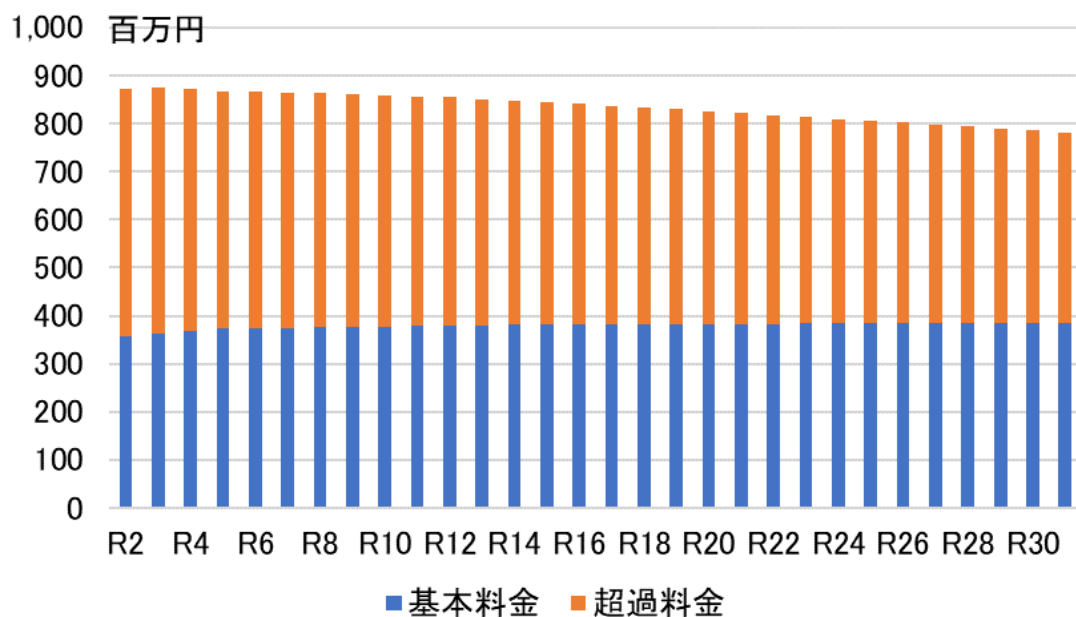
(3) 料金収入

料金収入は、基本料金と超過料金に分けて推計しました。基本料金は、口径別の契約者数の推移及び世帯数を基に推計した口径別契約者数に基本料金を乗じて算出しました。

超過料金は、水需要の予測から算出した有収水量に超過料金単価を乗じて算出しましたが、当市の料金体系は使用水量の段階ごとに超過料金単価が異なります。近年の節水傾向を踏まえて段階別に水量を推計し、各段階の超過料金単価を乗じて算出しました。

節水傾向や人口減少による使用水量の減少により、料金収入は減少していく見込みです。また、物価高騰等などの影響により光熱水費の節約への関心が更に高まっており、有収水量の減少による超過使用料収入の減少に拍車がかかる懸念があります。

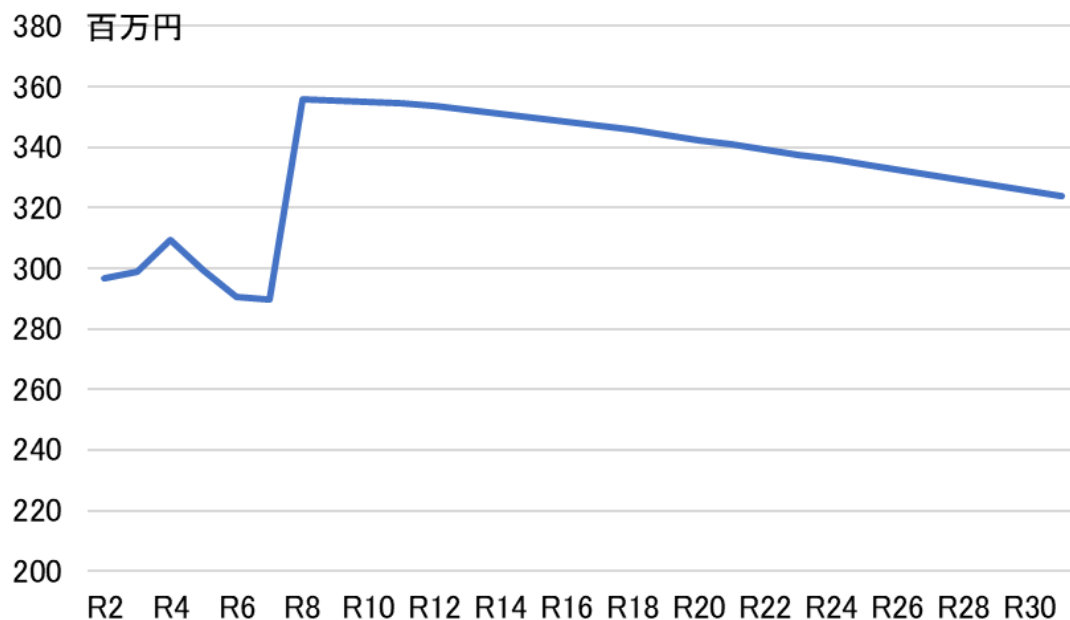
図表 2-16 料金収入の推計



(4) 受水費

白岡市水道事業では、配水する水道水の 8 割超を埼玉県水道用水供給事業（県営水道）から受水しており、受水量に応じた県水受水費を支払っています。受水費は、水需要の予測から算出した総配水量に県水割合を乗じて推計した県水受水量に料金単価を乗じて算出しました。令和 6 年度現在の料金単価は 61.78 円ですが、埼玉県はこの料金単価を令和 8 年度から約 23%引き上げること検討しているため、本推計では令和 8 年度以降の料金単価を 76 円で計算しています。これにより、令和 8 年度は前年度と比較して約 6,000 万円増加する見込みです。

図表 2-17 受水費の推計



3. 経営課題の整理

(1) 費用の増大に備えた経常収支比率の維持

令和5年度の経常収支比率は116.81%であり、黒字となる水準である100%を十分上回る水準ですが、埼玉県水道用水供給事業が令和8年度に県水受水費の改定を検討していることや、令和4年度から令和6年度の継続費で実施している高岩浄水場中央監視制御設備等更新等工事の減価償却が令和7年度から開始することなどから、令和7年度以降、経常収支比率の急激な悪化が想定されます。

加えて、有収水量の減少や人口減少により給水収益が減少傾向を見せ始める一方で、物価高騰等により県水受水費以外の費用も無視できない増加を見せています。

また、費用の内訳を見ると、削減の余地がない県水受水費及び減価償却費で全体の6割以上を占めており、次いで大きい委託料の大半は施設の運転に必要な運転管理等包括業務委託料であるため、削減が難しい費用が大半を占めており、経営努力による費用の削減だけでは、令和7年度以降、十分な経費回収率を維持するのは難しい状況です。

したがって、増大する費用に見合う収益の増加策を検討する必要があります。

(2) 適正な事業規模と企業債残高水準の管理

白岡市水道事業の企業債残高対事業規模比率は、同規模事業体と比較して低い水準です。企業債残高対事業規模比率が低い要因は、収益や現金預金が増加している場合の外、必要な更新を先送りにするなどにより事業費が少ない場合などが考えられ、必ずしも低いほど良いとは判断できません。

企業債残高対事業規模比率が低い原因を分析し、老朽化する施設等の更新が、適切な規模でより長期的かつ安定的に継続できる水準を見極めていく必要があります。

(3) 適正な料金の在り方の検討

白岡市水道事業の料金回収率は110%前後で推移していますが、埼玉県水道用水供給事業が令和8年度に県水受水費の改定を実施した場合、料金回収率は急激に悪化する見込みです。

平成25年度の白岡市水道料金等審議会の答申書でも、附帯意見として水道事業を取り巻く環境の変化が生じた際は、水道料金の見直しを含めた経営方針の見直しを行い、水道事業の持続可能性を担保するよう意見をいただいております。水道料金の在り方について、検討の必要性が生じています。

第3章 経営の基本方針

将来の事業環境、経営課題及び水道事業ビジョンの基本理念と理想像を踏まえ、水道事業の経営の基本方針を以下のとおりとします。

1. 投資に関する方針

（1）水道施設の耐震化の推進

30年以内に高い確率で発生すると予測される首都直下型地震をはじめとする大規模な地震発生に備え、配水の根幹をなす基幹管路の耐震化や、災害発生時の緊急用飲料水確保のための水道施設の耐震診断等を実施していきます。

（2）応急給水資機材の整備

災害や事故発生時の応急給水のための資機材を確保します。令和5年度には車両一体型給水タンク車を導入しましたが、今後も定期的に実施している災害時を想定した応急給水訓練などを通じて各資機材の点検と備蓄量のチェックを行い、計画的な資機材の更新を図ります。

（3）老朽施設・設備の改修

漏水の原因となる石綿セメント管を早期に更新する外、今後集中して耐用年数を迎え始める老朽管について、更新時期を平準化しながら計画的に更新します。

さらに、浄水設備や電気設備をはじめとする各施設、設備に関しても計画的に老朽化対策を行い、給水に支障を及ぼすリスクを低減します。

また、老朽化が進む管渠の修繕や適切な管理には、速やかな緊急対応が可能な市内水道事業者の協力が不可欠です。各事業者が技術を継承していけるよう、市内事業者の育成など、事業を継続していきやすい環境づくりの方策などを模索していきます。

2. 財源に関する方針

(1) 保有現預金・企業債の適正管理

白岡市の水道事業は、平成22年度以降、令和4年度まで企業債を発行しておらず、企業債残高対事業規模比率は同規模事業体と比較しても著しく低い水準となっています。これまでは、潤沢な現預金を確保できており、企業債による資金調達に頼る必要がありませんでしたが、令和4年度から令和6年度までの3か年で実施している高岩浄水場中央監視制御設備等更新工事により多額の現金支出及び企業債の発行があることや、令和8年度に県水受水費の値上げが予定されていることなどから、今後現金残高は大きく減少する見込みです。

十分な現金を保有しておく必要性の一つとして、災害等の非常時の際の事業の継続性の担保があります。有事で一時的に水道料金の徴収が困難になった場合でも事業が十分に継続できる水準として、水道事業の1か年の運営費用とおおむね同額である7億円前後を目標に現金を確保します。

そのため、適切な額の企業債を発行し、事業資金の確保及び現金残高の調整を行うことで、円滑な事業実施に努めていきます。なお、過度な企業債の発行は後年度の企業債償還金の増大を招き、事業資金の不足や将来世代への負担の先送りにつながるため、ストックマネジメントによる事業費の平準化や使用料の適正化と合わせて、中長期的な財政計画に基づき、過不足のない額を発行していきます。

以下の表のとおり本計画における目標を定めます。

図表 3-1 保有現預金・企業債の適正管理についての数値目標

目標指標	目標値	実績値 (令和5年度)	目標年限
現金残高	7億円以上	12億6,083千万円	令和11年度
自己資本構成比率	70%以上	84.08%	令和11年度

（２）料金水準の検討

令和５年度の料金回収率は 108.89%であり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況ですが、令和４年度から令和６年度までの３か年で実施している高岩浄水場中央監視制御設備等更新工事により、令和７年度以降、減価償却費が急激に増加することや、令和８年度に県水受水費の値上げが予定されていることなどから、現行の料金水準では令和８年度以降、料金回収率が 100%を下回り、令和 11 年度には純利益は赤字となる見込みです。さらに、令和 13 年度には保有現金が不足し、事業経営が困難となります。

将来にわたって安全で確実な給水事業を持続していくため、事業費用に対して過不足のない料金水準を検討し、必要に応じて料金改定を行います。料金改定の際は、近隣自治体との料金比較や当市の利用者の傾向なども考慮し、過不足のない改定率を設定します。

以下の表のとおり本計画における目標を定めます。

図表 3-2 料金水準の検討についての数値目標

目標指標	目標値	実績値 (令和５年度)	目標年限
料金回収率	100%以上	108.89%	令和11年度
純利益	黒字	1 億 5,482 千万円	令和11年度
料金改定率	15%程度以内	－	令和8年度

第4章 投資・財政計画

1. 収支計画のうち投資についての説明

長期的視点に立った施設更新の実施を目標に、アセットマネジメントの考え方に基づいて更新需要を分散・平準化して計上します。

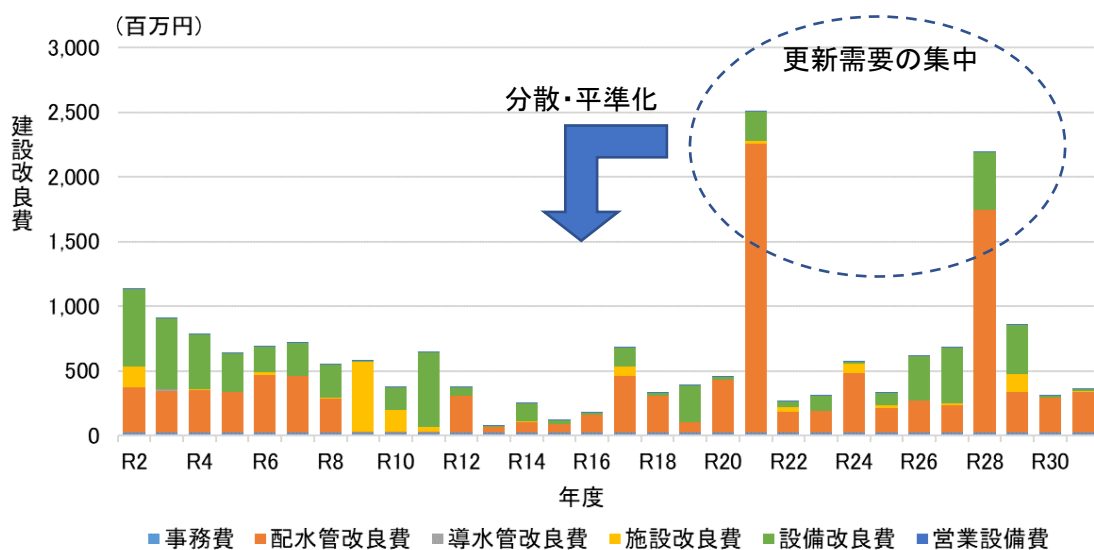
経営戦略の計画期間は、令和2年度から令和31年度までの10年間ですが、アセットマネジメントの考え方には、長期的な視点が不可欠であることから、令和2年度から令和31年度までの30年間の事業費を推計します。

(1) 建設改良費の推計

建設改良費には、アセットマネジメントの考え方にに基づき、中長期的な観点から重要度・優先度を考慮した更新需要を計上します。各施設は、適切な維持管理及び修繕の上で法定耐用年数の1.5倍の期間経過後に更新を行います。

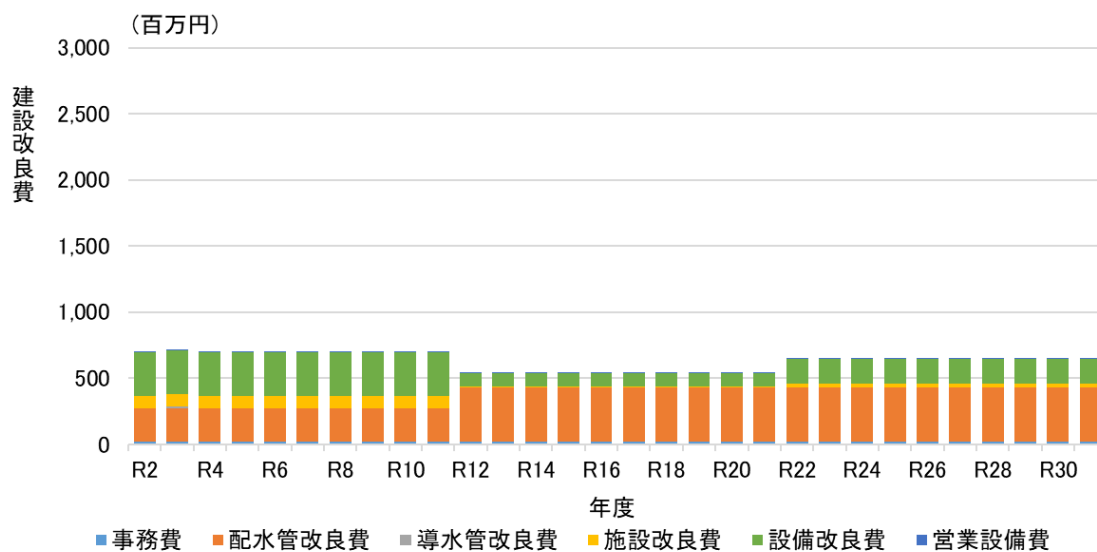
その結果、下図のとおり令和2年度から令和31年度までの30年間で約180億円の更新需要が発生する見込みです。水道施設の拡張期に集中して建設投資が行われているため、更新需要も集中しており、更新時期の分散と平準化を行う必要があります。

図表 4-1 更新需要を基にした建設改良費の推移



更新時期を令和２年度から１０年単位で平準化した場合、各年度の建設改良費は下図のとおりです。投資・財政計画は、下図の事業費を基に推計を行いました。ただし、下図の事業費に関わらず、令和２年度から令和５年度は決算額を、令和６年度は過年度からの繰越事業費を含む予算額を掲載しています。

図表 4-2 平準化した建設改良費の推移



2. 収支計画のうち財源についての説明

3章 経営の基本方針のうち、財源に関する方針に掲げる各目標の達成に向け、必要な財源を計上します。経営戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間ですが、安定した経営を長期間継続していくため、収支計画の推計期間は令和2年度から令和31年度までの30年間とします。

(1) 料金収入の推計

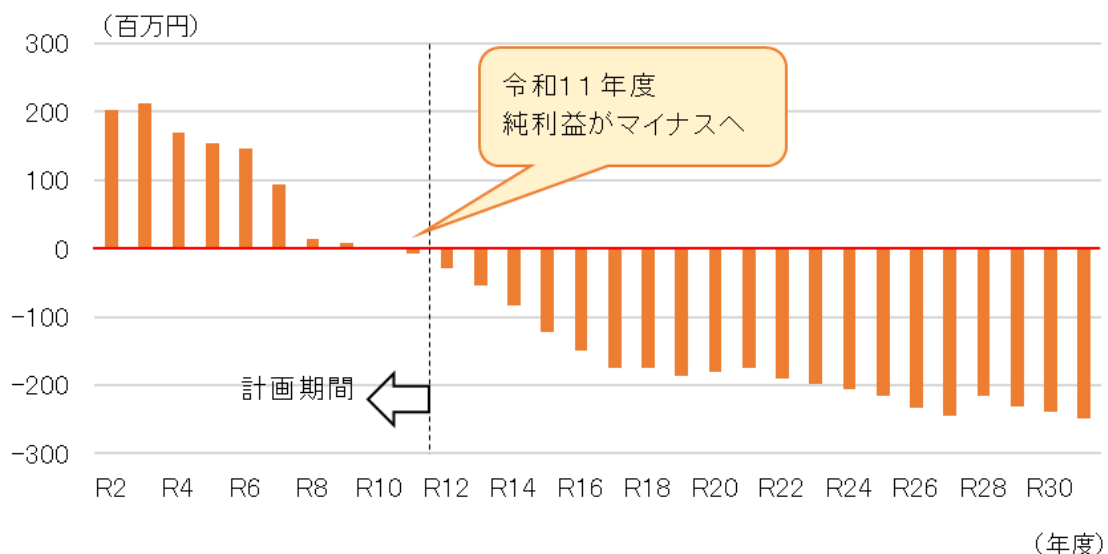
案① 料金改定を実施しない場合

料金改定を実施しない場合は、料金収入は2章 2将来の事業環境のうち、料金収入で推計したとおり推移します。その場合の純利益の推移は下図のとおりです。

令和7年度には、令和6年度完成予定の高岩浄水場中央監視制御設備等更新工事に係る減価償却費が発生するため、純利益が約5,000万円減少します。さらに、令和8年度には県水受水費の改定などにより、純利益が約8,000万円減少します。これらの影響により、料金改定を実施しない場合、令和11年度には当期純利益が赤字になり、以後継続的に赤字となる見込みです。

財源の調達方法として、料金収入以外に企業債の発行が挙げられますが、企業債の発行は、純利益に直接的な影響を与えないため、純利益の赤字を避けるためには、料金改定などの収益増加施策を検討する必要があります。

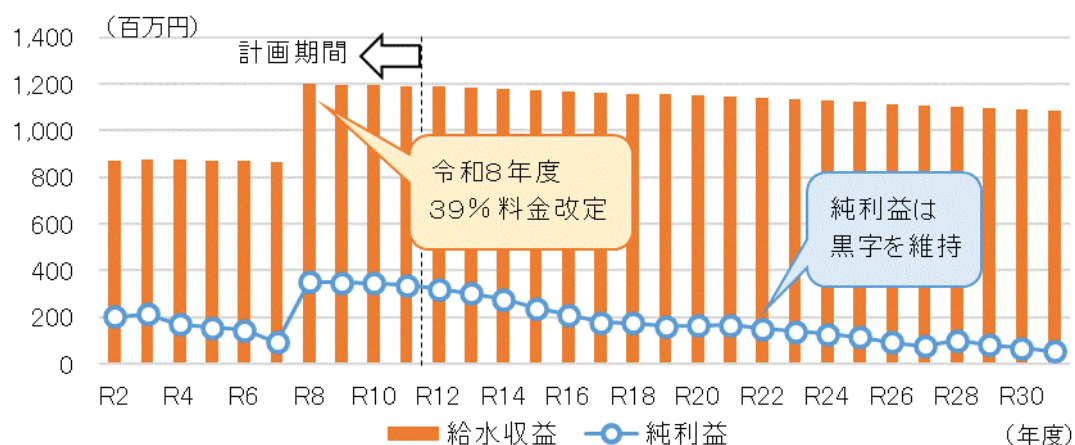
図表 4-3 案①の純利益の推移



案② 1回の改定で推計期間の単年度黒字を維持する場合

1回の料金改定で令和2年度から令和31年度までの30年間の推計期間の単年度黒字を維持する場合、令和8年度に改定率39%の料金改定を実施する必要があります。供給単価は、令和5年度の166.4円/m³に対し、改定後の令和8年度には230.9円/m³になる見込みです。

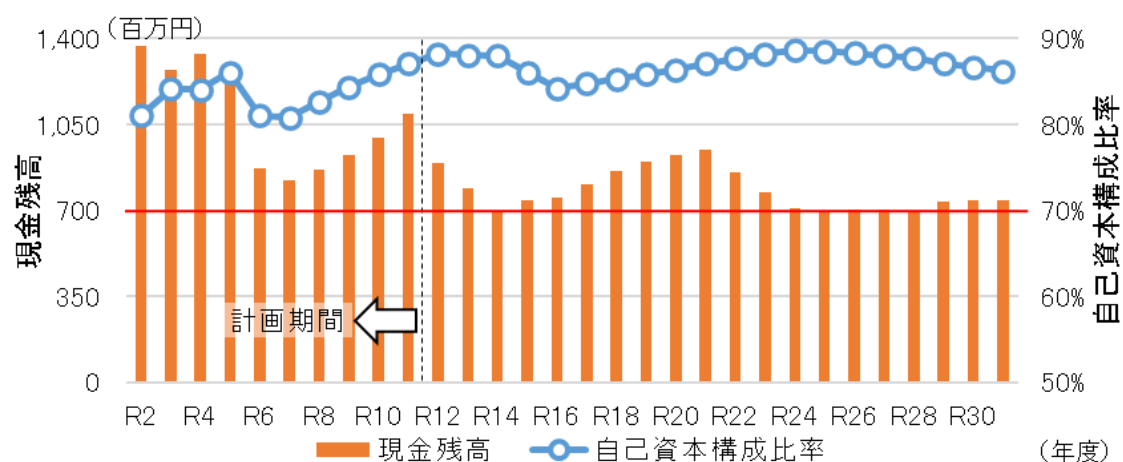
図表 4-4 案②の使用料収入及び純利益の推移



また、この推計では、必要に応じて企業債を発行することで、財源に関する方針に掲げた目標である、現金預金7億円以上及び自己資本構成比率70%程度を満たすことができます。

しかしながら、1回の改定での改定率が非常に大きく、市民に過度な負担を強いることになるという課題があります。

図表 4-5 案②の現金残高および自己資本構成比率の推移

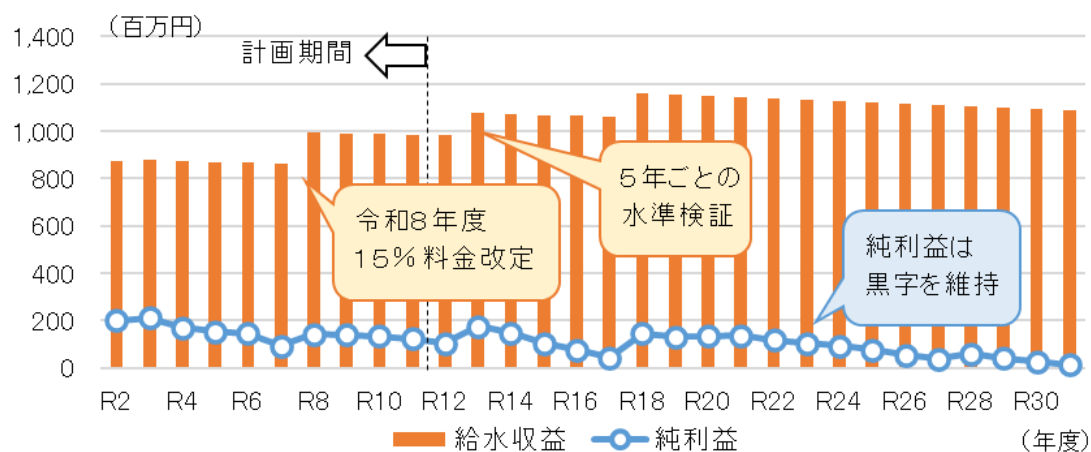


案③ 1回の改定で計画期間の単年度黒字を維持し、その後定期的に改定する場合

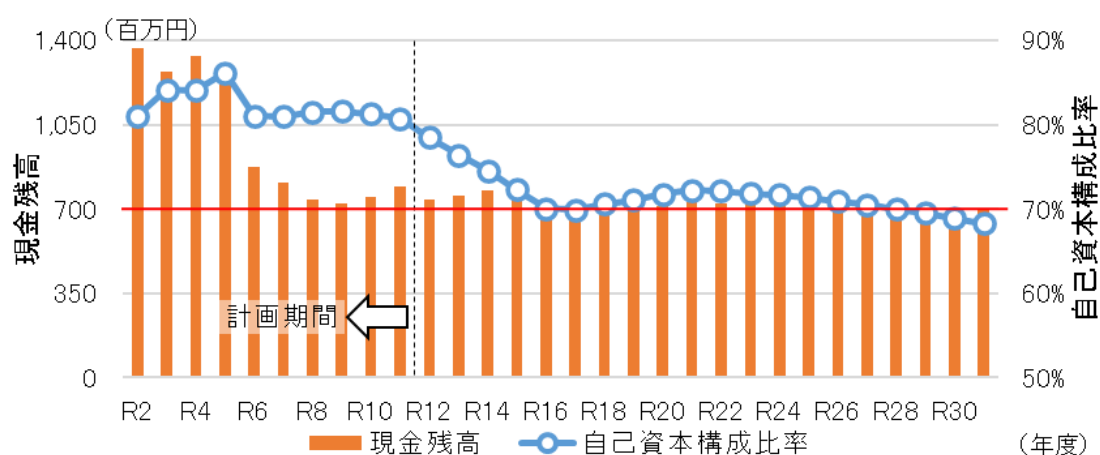
令和2年度から令和11年度までの10年間の計画期間で単年度黒字を維持するために令和8年度に改定率15%の料金改定を実施し、その後、5年ごとに料金水準を検証し、必要に応じて料金改定を行っていく推計です。令和8年度の供給単価は190.7円/m³になる見込みです。

この推計では、推計期間中の単年度黒字を維持できるほか、過不足なく企業債を発行することで、現金残高7億円以上を満たすことができます。自己資本構成比率は、一部の年度で目標値の70%をわずかに下回りますが、おおむね70%の水準を保つことができます。

図表 4-6 案③の使用料収入及び純利益の推移



図表 4-7 案③の現金残高および自己資本構成比率の推移



案③では、30 年間の推計期間の最終的な料金水準は案② 1 回の改定で推計期間の単年度黒字を維持する場合と同水準になる見込みですが、2 回目以降の改定時には後述の投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組による事業費の更なる圧縮が見込まれます。これにより、必要な改定率が減少し、実際の料金水準は推計値より低くなることが期待できます。

経営戦略の投資・財政計画では、この案③ 1 回の改定で計画期間の単年度黒字を維持し、その後定期的に改定する場合を採用して推計を行います。

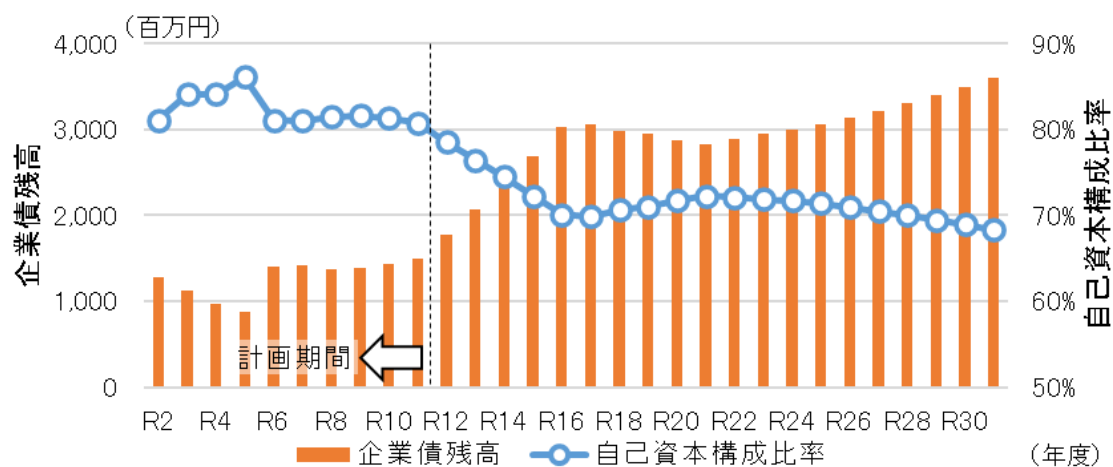
（２）企業債の推計

適切に水道料金を改定することで、推計期間中の黒字を維持することはできますが、本格化する設備の更新等により、建設改良費は令和 2 年度から令和 31 年度までの推計期間 30 年間で合計 180 億円を超える見込みです。この、多額の事業を実施する財源を、全て水道料金の改定で賄うのは現実的でなく、現在の使用者に過剰な負担を強いることになります。そのため、企業債を発行し、投資負担の平準化と世代間負担の公平性を確保します。

企業債は、財源に関する方針で掲げた目標である、現金残高 7 億円及び自己資本構成比率 70%程度を満たせるよう、過不足なく発行します。

平成 22 年度以降、令和 4 年度まで企業債を発行しておらず、企業債残高が少なかったこともあり、企業債残高は増加傾向となり、計画期間の最終年度である令和 11 年度には起債残高が約 15 億円、推計期間の最終年度である令和 31 年度には約 36 億円になりますが、自己資本構成比率は全国平均とおおむね同水準である 70%程度を保っています。

図表 4-8 企業債残高及び自己資本構成比率の推移



3. 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

（１）職員給与費に関する事項

令和５年度決算額から算出した一人当たりの職員給与費に職員数を乗じて算出しています。職員数は、令和５年度と同数で推移することとしています。

（２）修繕費に関する事項

修繕費のうち、検定満期となった量水器に係る修繕費は、口径ごとの新規加入者見込数に令和５年度単価を乗じて推計しています。その他の修繕費は、償却資産の取得額合計に対する修繕費の割合（令和３年度から令和５年度の平均値）を、償却資産の取得額合計に乗じて算出しています。

（３）受水費に関する事項

有収水量の推計値に有収水量に対する県水割合（令和２年度から３年度及び５年度の平均値。令和４年度は例年と比較して割合が著しく大きい異常値のため除く。）を乗じて算出した県水受水量に単価を乗じて算出しています。単価は、令和７年度までは 61.78 円、令和８年度以降は 76 円としています。

（４）その他の営業費用に関する事項

検定満期となった量水器の交換作業に係る費用は、前年度の費用に量水器交換戸数の増減率を乗じて算出しています。その他の費用については、令和５年度決算額が継続するものとして推計しています。

4. 投資・財政計画に未反映・今後検討予定の取組みの概要

（１）施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化

定期的な点検・修繕を行うことで、耐用年数以上の期間で定期的に使用できるよう長寿命化を図ります。

（２）施設・設備の合理化（スペックダウン）

人口減少や水需要の低下が見られる状況の場合には、施設規模や管路の口径・配置の合理化について検討していきます。

（３）施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

人口減少や水需要の低下が見られる状況の場合には、費用対効果を見ながら、施設・設備の廃止・統合を検討していきます。

（４）広域化

長期的な視点から更なる水道事業の効率化と運営基盤の強化を図るため、スケールメリットを生かした水道事業の広域化について、県や関係事業体と連携し、検討に取り組みます。

（５）民間の資金・ノウハウなどの活用

近隣団体や同規模事業体の動向に注視し、引き続き調査を進めていきます。また、あらゆる官民連携の手法の導入についても検討していきます。

第5章 事後検証・更新等に関する事項

1. 予実分析による PDCA サイクル

個別の管理指標の達成状況に加えて、活動結果としての財務諸表（特に収益的収支及び資本的収支）の予実分析を実施することにより、事後検証を実施します。

特に、調定件数による基本料金と使用水量に応じた超過使用料から構成される使用料収入については、それらの計画値と実績値を比較し、その変動要因を見極めることで、中間見直しや次期計画の策定に活用します。

今回、中間見直しの実施に当たり、投資・財政計画の予実分析による事後検証を実施しました。検証結果は、後期計画における投資・財政計画に反映しています。

（1）料金収入

令和2年度及び令和4年度には、基本料金の減額施策を実施したため、実際の料金収入は減収していますが、減収相当額全額を地方創生臨時交付金で補填しており、経営状況に影響はありません。予実分析及び投資・財政計画では、料金収入や経費回収率の傾向や実態を正確に把握するため、地方創生臨時交付金で補填した減収相当額分も料金収入があったものとして計上しています。

令和2年度及び令和3年度の料金収入は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛などによる需要増により、計画値を約18,000～20,000千円上回りました。一方、令和4年度及び令和5年度の料金収入は、料金改定による増収を見込んでいた計画値と比較して約110,000～120,000千円下回りました。

経営戦略においては、令和4年度の料金改定を見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響に加え、併せて徴収している公共下水道使用料の改定が同時期に実施されたことなどから、家計に配慮し、料金改定に係る検討を延期したものです。

図表 5-1 料金収入の予実分析

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
料金収入	計画値	854,522 千円	856,006 千円	985,493 千円	989,972 千円
	実績値	872,581 千円	876,562 千円	874,934 千円	869,757 千円
	差異	18,059 千円	20,556 千円	△110,559 千円	△120,215 千円

有収水量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛などによる需要増により、令和2年度及び令和3年度で計画値を上回ったものの、令和4年度以降は計画値を下回っています。また、計画では有収水量は令和9年度まで増加傾向を見込んでいましたが、実績では既に減少傾向を見せています。

次に、供給単価の計画値は、料金改定を除き一定になると見込んでいましたが、実績値は増加傾向にあります。改定前の経営戦略では、供給単価を有収水量に乗じて料金収入を算出していますが、この推計方法を踏襲した場合、料金収入を適切に見込めない可能性があるため、供給単価の変動要因を分析し、それを反映できる推計方法を選択する必要があります。

図表 5-2 有収水量及び供給単価の予実分析

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有収水量	計画値	5,252,131 m ³	5,261,256 m ³	5,270,016 m ³	5,293,970 m ³
	実績値	5,375,273 m ³	5,363,602 m ³	5,289,348 m ³	5,225,596 m ³
	差異	123,142 m ³	102,346 m ³	△19,332 m ³	△68,374 m ³
供給単価	計画値	162.70 円/m ³	162.70 円/m ³	187.00 円/m ³	187.00 円/m ³
	実績値	162.33 円/m ³	163.43 円/m ³	165.41 円/m ³	166.44 円/m ³
	差異	△0.37 円/m ³	1.73 円/m ³	△21.59 円/m ³	△20.56 円/m ³

一般世帯（口径 20mm 以下）と大口契約等（口径 25mm 以上及び臨時分）のそれぞれの有収水量の推移をみると、一般世帯の有収水量は減少傾向であるのに対し、大口契約等の有収水量は年度間のばらつきはあるものの、減少傾向になっていません。有収水量全体が減少傾向にある中、大口契約の水量はそれほど減少していないことから、1 m³当たりの料金が低い大口契約等による水量の割合が相対的に高まり、供給単価が増加していると考えられます。

この傾向を推計に反映するため、改定後の経営戦略では、一般世帯と大口契約を分けて、水量の増減や使用者数の増減を考慮して推計を行っています。

図表 5-3 有収水量の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有収水量	5,375,273 m ³	5,363,602 m ³	5,289,348 m ³	5,225,596 m ³
うち一般世帯使用分	4,599,730 m ³	4,569,425 m ³	4,467,951 m ³	4,412,641 m ³
うち大口契約等使用分	775,543 m ³	794,177 m ³	821,397 m ³	812,955 m ³
大口契約等の使用割合	14.43%	14.81%	15.53%	15.56%

(2) 県水受水費

県水受水費は、計画値より小さくなっています。計画値は、高岩浄水場のろ過施設の改修により一時的に県水受水量が多かった令和元年度の数値を基に推計を行っているため、全体的に例年の傾向より高い値を計上していました。単年度のみの特殊要因を排除し、例年の傾向を適切に把握する必要があります。

改定後の経営戦略では、有収水量の推移と有収率の傾向、例年の県水受水割合を考慮して推計を行っています。また、県水受水費の単価は、令和8年度に現行の61.78円/㎡から76円/㎡への改定が検討されています。この単価改定により、県水受水費が毎年度60,000千円～70,000千円増加する見込みであり、大きな財政負担になります。

図表 5-4 県水受水費の予実分析

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県水受水費	計画値	333,642 千円	334,222 千円	334,778 千円	336,300 千円
	実績値	296,611 千円	298,880 千円	309,244 千円	299,349 千円
	差異	△37,031 千円	△35,342 千円	△25,534 千円	△36,951 千円
県水受水量	計画値	5,400,484 ㎡	5,409,867 ㎡	5,418,874 ㎡	5,443,506 ㎡
	実績値	4,804,703 ㎡	4,834,085 ㎡	5,011,921 ㎡	4,839,557 ㎡
	差異	△595,781 ㎡	△575,782 ㎡	△406,953 ㎡	△603,949 ㎡

(3) 建設改良費

建設改良費は、全体的に計画値より小さくなっています。主な計画値との差異の理由は、令和4年度から令和6年度の3か年で実施している高岩浄水場中央監視制御設備等更新工事などの繰越により、902,370千円を令和6年度に繰越したためです。令和2年度から令和5年度の実績額及び繰越額の合計は、計画値と比較して約300,000千円不足していますが、これは、計画値において令和4年度に実施を見込んでいた料金改定の延期による収入減を考慮して事業費を抑えたことによるものです。

計画からの一部変更点はあるものの、計画的な施設の更新に努めています。

図表 5-5 建設改良費の予実分析

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設改良費	計画値	305,100 千円	534,117 千円	723,145 千円	778,913 千円
	実績値	222,458 千円	277,244 千円	258,108 千円	385,313 千円
	差異	△82,642 千円	△256,873 千円	△465,037 千円	△393,600 千円

当市の償却資産の約 75%を占める管渠の更新に係る建設改良費は、計画値より小さくなっています。これは、前述の料金改定の延期による収入減に伴う事業費抑制によるもので、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間で、計画値を約 140,000 千円下回っています。

図表 5-6 管渠更新に係る建設改良費の予実分析

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
管渠更新 に係る建 設改良費	計 画 値	276,190 千円	193,747 千円	252,300 千円	252,300 千円
	実 績 値	195,076 千円	226,667 千円	196,026 千円	217,858 千円
	差 異	△81,114 千円	32,920 千円	△56,274 千円	△34,442 千円

この実績値は、管路経年化率が大きく悪化しない水準として、毎年度約 2km を目安に実施したもので、管路経年化率は約 16～17%を維持しています。指標の悪化が見られないことから、管路経年化率の観点からは、現状の老朽化ペースに見合った更新ペースで更新できていると言える一方、水道施設の拡張期に集中して整備された管渠が更新時期を迎えると、現状のペースでは老朽化に更新が追い付かなくなる懸念があります。

管路更新率に着眼すると、地方公営企業法施行規則に規定される配水管の耐用年数 40 年で全ての管渠を更新するには毎年度 2.5%、建設改良費の推計のとおり耐用年数の 1.5 倍である 60 年で全ての管渠を更新するには毎年度約 1.7%の管路更新率が必要になります。白岡市の管路更新率は毎年度約 0.8%であるため、管路更新率の観点からは、現在の更新ペースは、長期的な視点での老朽化更新ペースとして十分ではありません。

投資・財政計画では、30 年間の推計期間で事業費を平準化しながら、管路更新率の観点からも、更新ペースが遅れないよう建設改良費を計上します。

図表 5-7 管渠更新に係る指標

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
管 路 経 年 化 率	17.48%	16.81%	16.83%	15.81%
管 路 更 新 率	0.79%	0.87%	0.81%	0.73%

2. 計画の見直し

社会情勢の変化や水需要の変化など想定の難しい状況の変化に対応することを考慮し、経営戦略は必要に応じて 5 年ごとに検証を行います。また、計画に差異が生じた際には見直しを行います。

P D C A サイクルの活用により、事業のスパイラルアップを図ります。

第6章 別表：投資・財政計画

区 分		年 度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	
収 入 の 益 的 収 入 支 出	収 入 の 益	1. 営 業 収 益 (A)	948,834	964,468	969,068	944,581	
		(1) 料 金 収 入	872,581	876,562	874,934	869,757	
		(2) 受託工事収益 (B)	1,152	1,527	620	0	
		(3) そ の 他	75,101	86,379	93,514	74,824	
		2. 営 業 外 収 益	137,356	129,452	131,144	131,089	
		(1) 補 助 金	1,008	0	1,042	2,170	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	124,756	119,499	120,066	121,170	
		(3) そ の 他	11,592	9,953	10,036	7,749	
		収 入 計 (C)	1,086,190	1,093,920	1,100,212	1,075,670	
		収 入 支 出 の 損 益	1. 営 業 費 用	851,537	848,775	905,328	900,481
	(1) 職 員 給 与 費			52,464	50,590	61,956	64,982
	基 本 給			24,676	23,853	30,934	31,237
	退 職 給 付 費			-	-	-	-
	そ の 他		27,788	26,737	31,022	33,745	
	(2) 経 費		498,622	519,239	564,341	551,172	
	動 力 費		-	-	-	-	
	修 繕 費		21,029	15,304	19,057	18,017	
	受 水 費		296,611	298,880	309,244	299,349	
	そ の 他		180,982	205,055	236,040	233,806	
	(3) 受 託 工 事 費		930	1,232	500	894	
	(4) 減 価 償 却 費		298,322	276,327	277,920	280,923	
	(5) 資 産 減 耗 費		1,199	1,387	611	2,510	
	2. 営 業 外 費 用		32,467	32,432	24,572	20,366	
	(1) 支 払 利 息		32,127	28,084	23,958	19,943	
	(2) そ の 他		340	4,348	614	423	
	支 出 計 (D)		884,004	881,207	929,900	920,847	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	202,186	212,713	170,312	154,823		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		202,186	212,713	170,312	154,823		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		327,506	371,313	329,414	310,792		
流 動 資 産 (J)	1,465,989		1,369,248	1,540,318	1,364,576		
	う ち 未 収 金	93,958	92,643	99,800	98,327		
流 動 負 債 (K)	375,906		265,725	448,908	335,928		
	う ち 建 設 改 良 費 分	158,600	159,102	155,969	136,406		
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0		
	う ち 未 払 金	186,686	75,935	261,874	167,895		
累積欠損金比率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		947,682	962,941	968,448	944,581		
地方財政法による資金不足の比率 (L) / (M) × 100		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		947,682	962,941	968,448	944,581		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) / (P) × 100		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		

(単位:税抜、千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
946,533	943,839	1,072,358	1,069,961	1,067,684	1,065,432
867,936	865,131	992,854	990,457	988,069	985,589
0	0	0	0	0	0
78,597	78,708	79,504	79,504	79,615	79,843
128,120	128,322	126,591	125,513	122,101	118,689
0	0	0	0	0	0
118,410	118,671	117,130	115,740	112,531	109,208
9,710	9,651	9,461	9,773	9,570	9,481
1,074,653	1,072,161	1,198,949	1,195,474	1,189,785	1,184,121
910,205	949,194	1,026,628	1,026,486	1,027,186	1,029,554
64,982	64,982	64,982	64,982	64,982	64,982
31,237	31,237	31,237	31,237	31,237	31,237
-	-	-	-	-	-
33,745	33,745	33,745	33,745	33,745	33,745
555,386	550,882	625,211	620,430	618,025	617,583
-	-	-	-	-	-
30,180	29,642	31,878	31,210	31,098	31,449
290,709	289,882	356,046	355,491	354,938	354,375
234,497	231,358	237,287	233,729	231,989	231,759
0	0	0	0	0	0
287,843	332,025	335,130	339,769	342,874	345,684
1,994	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
18,687	28,772	29,004	28,302	28,533	29,738
18,228	28,313	28,545	27,843	28,074	29,279
459	459	459	459	459	459
928,892	977,966	1,055,632	1,054,788	1,055,719	1,059,292
145,761	94,195	143,317	140,686	134,066	124,829
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
145,761	94,195	143,317	140,686	134,066	124,829
282,167	239,956	254,595	301,076	248,057	217,011
974,991	910,359	843,165	823,461	850,570	896,519
96,923	96,923	96,923	96,923	96,923	96,923
365,262	339,822	328,530	314,186	292,377	286,132
165,067	139,627	128,335	113,991	92,182	85,937
0	0	0	0	0	0
168,568	168,568	168,568	168,568	168,568	168,568
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
0	0	0	0	0	0
946,533	943,839	1,072,358	1,069,961	1,067,684	1,065,432
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
946,533	943,839	1,072,358	1,069,961	1,067,684	1,065,432
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
区 分					
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	0	0	0	66,400
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	7,841	6,987	6,517	6,257
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-
	6. 国 ・ 県 補 助 金	10,377	6,900	2,475	3,500
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0
	9. そ の 他	37,147	44,194	46,474	34,998
	収 入 計 (A)	55,365	58,081	55,466	111,155
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	55,365	58,081	55,466	111,155
	1. 建 設 改 良 費	222,458	277,244	258,108	385,313
	うち 職 員 給 与 費	25,990	26,538	16,017	16,324
	2. 企 業 債 償 還 金	154,557	158,600	159,102	155,969
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-
	支 出 計 (D)	377,015	435,844	417,210	541,282
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		321,650	377,763	361,744	430,127
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	181,990	200,570	185,035	244,010
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	125,320	158,600	159,102	155,969
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0
	4. そ の 他	14,340	18,593	17,607	30,148
計 (F)		321,650	377,763	361,744	430,127
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		1,285,644	1,127,044	967,942	878,373

○他会計繰入金

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
区 分					
収 益 的 収 支 分	うち 基準内繰入金	0	0	4,342	2,762
	うち 基準外繰入金	0	0	4,342	2,762
	計	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	うち 基準内繰入金	7,841	6,987	6,517	6,257
	うち 基準外繰入金	7,841	6,987	6,517	6,257
	計	0	0	0	0
合 計		7,841	6,987	10,859	9,019

○財源に関する数値目標に係る指標

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
区 分					
料 金 回 収 率		115.07%	115.26%	108.11%	108.89%
当 年 度 純 利 益 (再 掲)		202,186	212,713	170,312	154,823
料 金 改 定 率		-	-	-	-
保 有 現 金		1,367,260	1,271,644	1,335,407	1,260,833
自 己 資 本 構 成 比 率		81.04%	84.13%	84.08%	86.12%

(単位:税込、千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
661,400	180,600	98,300	131,100	163,800	163,800
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
14,520	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480
-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0
37,521	37,604	38,187	38,187	38,269	38,436
713,441	225,684	143,967	176,767	209,549	209,716
0	0	0	0	0	0
713,441	225,684	143,967	176,767	209,549	209,716
1,408,798	472,070	472,070	472,070	472,070	472,090
16,324	16,324	16,324	16,324	16,324	16,324
136,406	165,067	139,627	128,335	113,991	92,182
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1,545,204	637,137	611,697	600,405	586,061	564,272
831,763	411,453	467,730	423,638	376,512	354,556
571,040	227,725	318,538	225,334	224,614	224,479
136,406	145,761	111,278	160,390	113,991	92,182
0	0	0	0	0	0
124,317	37,967	37,914	37,914	37,907	37,895
831,763	411,453	467,730	423,638	376,512	354,556
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,403,367	1,418,900	1,377,573	1,380,338	1,430,147	1,501,765

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3,552	3,552	3,552	3,552	3,552	3,552
3,552	3,552	3,552	3,552	3,552	3,552
0	0	0	0	0	0
14,520	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480
14,520	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480
0	0	0	0	0	0
18,072	11,032	11,032	11,032	11,032	11,032

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
107.09%	100.68%	105.79%	105.47%	104.76%	103.74%
145,761	94,195	143,317	140,686	134,066	124,829
-	-	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%
872,652	808,020	740,826	721,122	748,231	794,180
81.07%	80.96%	81.49%	81.60%	81.28%	80.76%